

19 世紀後半イギリス製鉄工業都市における労使関係

安元 稔

要旨

イングランド北東部、クリーヴランド地域の中心都市ミドルズバラを対象として、19 世紀後半のイギリスにおける労使関係の展開を分析することが本稿の目的である。世紀初頭にダラム産石炭積み出し港として建設された都市を中心として、この地域の製鉄業は生産・流通拠点の形成と産業集積が急速に進み、20 世紀初頭に至るまで先発の製鉄工業地域に伍して、イギリス工業化の第 2 局面を牽引した。

1864 年から 1868 年にかけて、イギリス経済は不況に見舞われ、それぞれの部門において労使関係は新しい局面を迎えた。クリーヴランド製鉄工業においては、製品価格の低落に直面した使用者側の賃金引き下げとそれに対する労働者側の反発、ロック・アウト、ストライキという労働争議が 1865 年から 1867 年まで続いた。その渦中で、労使双方による関係改善策が模索され、第三者による賃金裁定制度の導入、スライド制賃金決定制度の採用というイギリス労働史上注目すべき局面が展開した。

景気変動の影響を強く受け、製品価格の変動幅が大きな製鉄工業における賃金決定の基準は、労使双方にとって、製品価格であった。不況カルテルともいうべき経営者団体の形成、労働組合の統合、労使関係調整機関の設置、スライド制賃金決定制度成立の背景とそれぞれの団体の意思決定の背後にある利害を分析し、労働争議に直面した労使の対応を可能な限り第一次史料を用いて具体的に検討する。

新興の都市ミドルズバラが極めて短期間にイギリス経済の主導部門であった製鉄工業の導入に成功し、銑鉄及び可鍛铸铁製造業者協会、全国合同可鍛铸铁工業労働組合、可鍛铸铁製品製造業労使仲裁・調停委員会、スライド制賃金決定制度等、当時のイギリスに支配的であった労使関係からすれば先進的な制度を最初に導入・定着させた功績は銘記すべきである。尚、「補説」において、近代イギリス製鉄工業の労使関係に関する第一次史料、著書・論文を解説する。

キーワード：クリーヴランド製鉄工業、ミドルズバラ、銑鉄、可鍛铸铁、攪鍊鉄炉、不況カルテル、クリーヴランド製鉄業者協会、北部イングランド製鉄業者協会、北部イングランド可鍛铸铁製品製造業労使仲裁・調停委員会、スライド制賃金決定制度

Industrial Relations in the Cleveland Iron and Steel Industries in the late 19th Century

Abstract

This article aims to investigate the industrial relations in the late 19th century Cleveland iron and steel industries in North East England. The iron and steel industries were centred around Middlesbrough which had been planned as a coal transportation centre from 1830. As early as the middle of the 19th century, the town was established as a production and distribution centre in the region supplying all over the world as well as the inland industrial areas with pig iron, and wrought iron products. The depression in the industries during 1864 and 1868 had a deep effect on industrial relations in Cleveland iron and steel.

After the Great Strike and lock-out in 1865 and 1866, the latter half of the 1860s heralded a period of peaceful solution to industrial disputes, with terms of employment and wage levels set by the newly established Board of Arbitration and Conciliation from 1869. Before the arbitration and conciliation system became institutionalized thus, employers associated within the North of England Iron Manufacturers' Association in 1865, and the Cleveland Ironmasters' Association in 1866, which were virtually anti-depression cartels formed for the ironmasters to cooperate in terms of wages, prices, production and employment.

The Board of Arbitration and Conciliation for the North of England Manufactured Iron Trade in particular was a pioneering episode in British labour history. The board afterwards drew up rules for a sliding scale to fix wage rates, thus avoiding any severe conflict between capital and labour, and securing stable development for the industry.

Keyword: Cleveland iron industry, Middlesbrough, pig iron, wrought (malleable) iron, puddling furnaces, anti-depression cartels, Cleveland Ironmasters' Association, North of England Iron Manufacturers' Association, Board of Arbitration and Conciliation for the North of England Manufactured Iron Trade, sliding-scale system of wage rates

19 世紀後半イギリス製鉄工業都市における労使関係

安元 稔

はじめに

本稿の目的は、19 世紀後半のイギリスにおける労使関係の展開をイングランド北東部、クリーヴランド（Cleveland）地域の製鉄工業都市を対象として分析することである。19 世紀初頭にダラム産石炭積み出し港として建設された都市ミドルズバラ（Middlesbrough）を中心として、この地域の製鉄業は生産・流通拠点の形成と産業集積が急速に進み、20 世紀初頭に至るまで先発の製鉄工業地域であるスタフォードシャー、スコットランド、ウェールズ南部に伍してイギリス工業化の第 2 局面を牽引した⁽¹⁾。

1864 年から 1868 年にかけて、イギリス経済は不況に見舞われ、それぞれの部門において労使関係は新しい局面を迎えた。本稿で取り上げるクリーヴランドの製鉄工業においては、製品価格の低落に直面した使用者側の賃金引き下げとそれに対する労働者側の反発、ロック・アウト、ストライキという労働争議が 1865 年から 1867 年まで続いた⁽²⁾。その渦中で、労使双方による関係改善策が模索され、第三者による賃金裁定制度の導入、スライド制賃金決定制度の採用というイギリス労働史における注目すべき局面が展開した⁽³⁾。景気変動の影響を強く受け、製品価格の変動幅が大きな製鉄工業における賃金決定の基準は他産業におけるそれとは異なっていた。製品価格が労使双方にとって、受け入れ可能な基準であった。経営者団体の形成、労働組合の統合、労使関係調整機関の設置、スライド制賃金決定制度成立の背景とそれぞれの団体の意志決定の背後にある利害を中心に分析し、労働争議に直面した労使の対応を可能な限り具体的に検討してみたい。なお「補説」において、近代イギリス製鉄工業の労使関係に関する第一次史料、著書・論文について簡単に紹介する。

1 クリーヴランド製鉄工業の展開

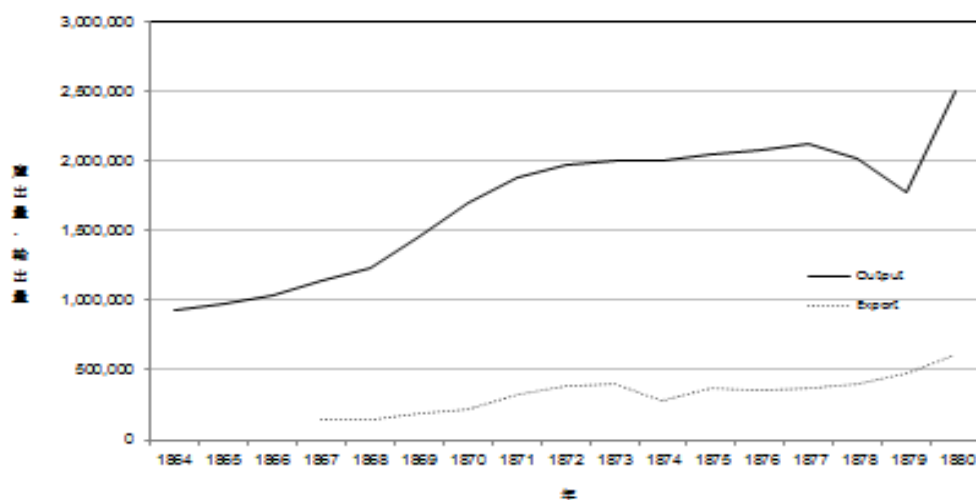
ミドルズバラを中心とするクリーヴランド製鉄工業地域の銑鉄・可鍛铸铁製品の生産・輸出の動向について、最初に簡単に見ておこう。19 世紀半ばから製鉄関連産業を中心に、重化学工業の集積が進展し、ミドルズバラの自治都市設立勅許状取得、商工会議所・取引所・銑鉄証券発行埠頭倉庫（Cleveland Warrant Stores）の設立等、制度的基盤整備が進行した⁽⁴⁾。銑鉄（pig iron）、レール（rail）、鉄板（plate）、棒鉄（bar iron）、山形鉄（angle）、機械誘導装置（guide）等の可鍛铸铁製品の販売量と販売価額は、第 1 - 4 図に示す通りである⁽⁵⁾。少なくとも不況を脱した 60 年代末期以降は急速に成長している。銑鉄生産量は 1868

年以降、1873 年恐慌前後の低迷期を除いて急速に伸長し、統計が利用可能な時期の輸出量は 1873 年恐慌期までなだらかに増加している。

表 1 に示すように、クリーヴランドの銑鉄生産量は、1874 年にはイギリス（連合王国）の総生産量のほぼ 34%、推計世界生産量の 15%強を占めるほど増加した。連合王国全体の銑鉄生産が 1873 年恐慌後に減少したにもかかわらず、クリーヴランド産銑鉄生産量は着実に伸張している(6)。19 世紀 70 年代末期にクリーヴランド産銑鉄生産量も減少するが、直ちに回復し、90 年代も世界銑鉄市場における優位が揺らぐことはなかった(7)。

他方、可鍛鑄鉄製品の販売量は、全体としていずれの製品もかなり大きな変動を示しながら、重量・金額ともに 1882-1883 年を頂点に増加している。1860 年代にはレールの販売がクリーヴランド製鉄工業を強く牽引していたが、1877 年を境にその割合は急減し、1879 年に最低値 6,700 トンを示した後、鉄板がこれに代わった。連合王国全体の可鍛鑄鉄製品の輸出の動向を勘案すると、クリーヴランド産のレール輸出の急減は、従来の輸出市場の主力であったドイツ・フランス・オランダ・ベルギー等のヨーロッパ諸国における輸入代替の進行によってもたらされたものであると考えられる(8)。19 世紀 70 - 80 年代にレールに代わって比重を増した鉄板は、主として鉄船の原料として生産されたものである(9)。19 世紀 90 年代初頭以降、重量・販売価額・重量比において、棒鉄が鉄板に代わり、第 1 次大戦中までクリーヴランド製鉄工業の主力製品としての位置を保ち続けた。

図 1 クリーヴランドにおける銑鉄産出量・輸出量（トン）
（1864-1880年）



Output (産出量: トン) Export (輸出量: トン)
Iron, Steel, and Allied Trades, Annual Report to Members (1878), pp.15-19, pp.9-10 (1881) より作成

図2 クリーヴランドにおける可鍛鉄製品販売量(トン)
(1863-1917年)

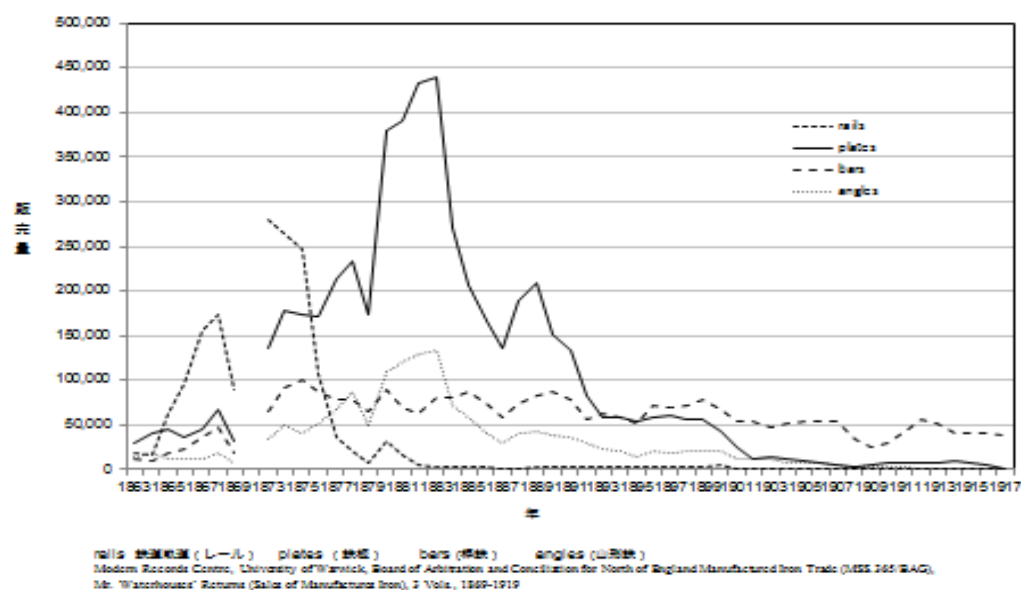


図3 クリーヴランドにおける可鍛鉄販売額 (£)
(1863-1917年)

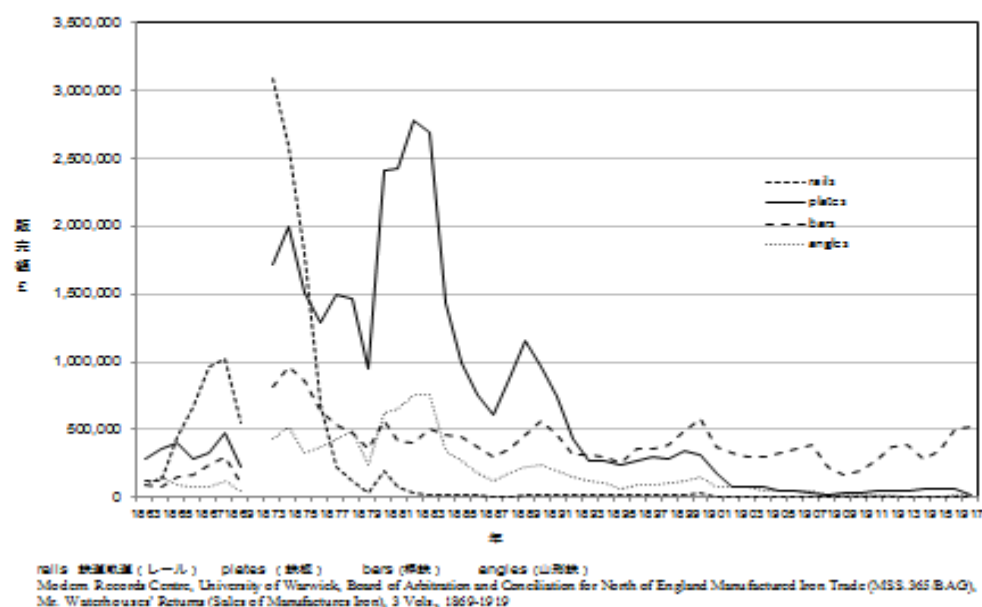


図4 クリーヴランド可鍛鉄販売量(重量比：%)
(1873-1917年)

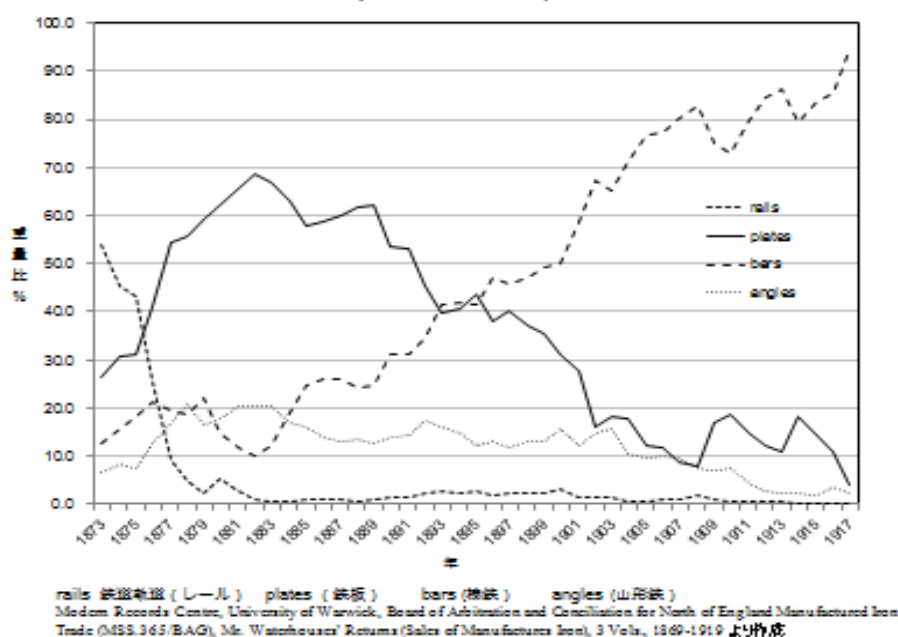


表1 銑鉄生産量 (トン)

年	クリーヴランド	イギリス計	世界計	クリーヴランド (%)	
				対イギリス	対世界
1860	543,000	3,889,750	7,243,209	14.0	7.5
1865	1,012,478	4,819,254	9,292,777	21.0	10.9
1870	1,627,557	5,963,515	11,616,726	27.3	14.1
1871	1,823,294	6,627,179	12,565,337	27.5	14.5
1872	1,921,052	6,741,929	14,445,351	28.5	13.3
1873	2,000,811	6,566,451	14,693,129	30.5	13.6
1874	2,020,848	5,991,408	13,407,053	33.7	15.1
1875	2,049,000	6,365,462	13,708,338	32.2	14.9
1876	2,069,185	6,555,997	13,671,540	31.6	15.1
1877	2,094,020	6,608,664	13,627,793	31.7	15.4

出所：J. Gjers, 'President's Address', *The Proceedings of Cleveland Institution of Engineers*, 1878, pp.30-54; J.J. Burton, 'Some Notes on the Early History of the Cleveland Iron Trade', *Monthly Journal of the Tees-side Incorporated Chamber of Commerce*, Vol.I, No.7, 1930, p.135 より作成。

2 クリーヴランド製鉄工業における労働組織：間接雇用と賃金水準

この時期のクリーヴランド製鉄工業では、熟練技術を必要とする可鍛鑄鉄製造工程では技術を修得した親方職工（**master craftsmen**）が助手・下働き（**underhands・helpers・boys**）を雇用する間接雇用が支配的であった⁽¹⁰⁾。彼らは、出来高払い賃金を2週ごとに受け取り、そのうちの一部を助手・下働きに支給した。製鉄部門の主力労働者は、技術を必要としない雑業労働者（**labourers**）であり、直接雇用形態が支配的であった。雑業労働者もまた、トン当たりの作業量に対して、賃金を受け取っていた⁽¹¹⁾。親方職工、例えば、攪鍊鉄工（**puddlers**）は雇用主に対する独立性が強く、可鍛鑄鉄製造業における熟練労働力の中心的な存在であった。彼等は使用者との賃金交渉において、主導権を握っていた。工程・原材料・道具に対する管理権、製品の品質見極め技術、相対的な高収入は彼等に自律性を付与していたのである。使用者は攪鍊鉄工のこうした独立性、助手・下働きに対する統制力を制限するために攪鍊鉄工程における労働節約的技術の開発を求めている⁽¹²⁾。

表2は、19世紀60年代の北部イングランド可鍛鑄鉄製造業における親方熟練工とその助手・下働きの週賃金と年収を示したものである⁽¹³⁾。助手・下働きの賃金は、親方職工のそののほぼ30-40%であった。10歳から14歳までの子供は、週6シリングから9シリングを受け取る。14歳以上の若者は、助手として雇用されれば、週当たり19シリングを受け取ることができた。この賃金表は、中期ヴィクトリア朝の著名な著述家であったサミュエル・スマイルズ（**Samuel Smiles**）が、1861年に『労働者の所得・ストライキ・貯蓄（**Workmen's Earnings, Strikes, and Savings**）』と題する作品の中で、高賃金の例として、北部イングランドにおける製鉄工業に従事する熟練労働者と彼らに雇用される助手労働者の週給と年収を挙げたものである。スマイルズによれば、彼らの所得は極めて高く、軍隊の高級将校並であり、親方職工の所得は彼らが雇用する下働きの息子のそれを加えれば、年収500-600ポンドも稀ではないとしている⁽¹⁴⁾。間接雇用下の親方職工と助手・下働き労働者の賃金比率の目安としてはある程度参考になるであろう。

しかし、これを引用した「全国合同可鍛鑄鉄工業労働組合」（**National Amalgamated Association of Malleable and Other Ironworkers**）の機関誌である *The Monthly Journal of the Amalgamated Malleable Iron-workers* によれば、「こうした製鉄工業労働者の高賃金・高所得は事実を誇張したものであり、実態とはかけ離れている」としている。その根拠は、攪鍊鉄工を例に取れば、助手労働力調達の困難性、高炉の休止、機械の補修、体調不良などの理由で、年間を通じて52週まるまる労働することはきわめて困難であるからである。14歳以上の下働きが、週19シリングを得ることは極めて稀であり、加えて、親方攪鍊鉄工は、自分の賃金（週当たり2ポンド5シリング）の中から下働き労働者に19シリングを支払うと手元には1ポンド6シリングしか残らず、年収は、67ポンド12シリングであり、サミュエル・スマイルズが引用した110ポンド10シリングには遙かに及ばない」としている⁽¹⁵⁾。

表 2 北部可鍛鑄鉄工業労働者の賃金（1861 年）

攪鍊鉄工場	週賃金			年収		
攪鍊鉄工業	£	s.	d.	£	s.	d.
攪鍊鉄工	2	2	6	110	10	0
攪鍊鉄工助手	0	19	0	49	8	0
打鉄工	4	15	0	247	0	0
打鉄工助手	1	16	0	93	12	0
圧延工	3	0	0	150	0	0
圧延工助手	1	10	0	78	0	0
高炉工	£ 2 10s. - £ 3 5s.			£ 130 - £ 169		
高炉工助手	0	9	0	23	8	0
鉄板製造工場						
高炉工	2	2	6	110	10	0
高炉工助手	0	7	6	19	10	0
圧延工	5	10	0	286	0	0
圧延工助手（1）	1	10	0	78	0	0
圧延工助手（2）	1	10	0	78	0	0
レール製造工場						
高炉工	2	0	0	104	0	0
高炉工助手	0	6	0	18	2	0
圧延工	£ 7 7s. - £ 10 10s.			£ 382 4s. - £ 546		
圧延工助手（1）	1	7	0	70	4	0
圧延工助手（2）	2	16	8	146	16	8
鉤工（hooker）	1	1	0	54	12	0
鉤工助手（1）	0	15	0	39	0	0
鉤工助手（2）	0	9	0	23	8	0
Catcher	1	1	0	54	12	0

出所：The Monthly Journal of the Amalgamated Malleable Ironworkers, No.18, 1st Feb., 1870, p.7 より作成。

イギリス全土の可鍛鑄鉄製品製造業の平均賃率については、表 3 にそれぞれの職種の（日給）を示しておいた(16)。尚、この賃率表を作成したレヴィ（Leon Levi）によれば、1865 年におけるイングランド・ウェールズの製鉄工業労働者数は、男子 20 歳未満では約 33,000、20 歳以上 60 歳未満は 94,000、合計 127,000 である。20 歳以上の男子労働力が 74.0%を占めている。女子労働力の比率は極めて低く、20 歳未満では約 1,300、20 歳以上 60 歳未満は 1,100 であった(17)。20 歳未満の労働力に占める女子労働力の比率は、3.8%、20 歳以上 60 歳未満の全労働力に占める女子の比率は、1.2%にすぎない。繊維工業における労働力の年齢別・性別構成とは対照的である(18)。

表 3 可鍛鑄鉄労働者の賃金（1867 年）

攪鍊鉄工	7/6 – 7/10（このうち、助手に 2/6 – 2/11 を支払う）
打鉄工 (?) (slinger)	9/ - 15/（このうち、助手に 4/6 – 6/を支払う）
圧延工	9/ - 15/（このうち、下働きに 2/6 – 4/, その他に 1/2 - 2/を支払う）
運搬工	4/ - 6/6
機械工	4/ - 6
鉍滓処理工 (cinder men)	4/ - 5/
鍛造工 (blacksmith and strikers)	6/6 – 8/

出所: Leone Levi, *Wages and Earning of the Working Classes*, London, 1867, p.123 より作成。

1866 年ストライキの渦中で報告されたクリーヴランドを中心とする北東部製鉄工業地域の鍛造工場における賃金は、表 4 に示す通りである(19)。イギリス全体の平均およびベルギーの賃金と比較するとクリーヴランドの可鍛鑄鉄部門の熟練工およびその助手・下働きの賃金水準がかなり高かったことがわかる。新興の製鉄工業地帯であったクリーヴランド、特に中心都市であるミドルズバラの製鉄業者が直面していた労働問題の一つは、熟練労働者の不足であった。他の製鉄工業地域で技術を修得した熟練労働者を高い賃金で吸引せざるを得なかったのである。こうした労働市場のあり方が、19 世紀 60 年代後半の不況期にはクリーヴランドの製鉄業者に重くのしかかることになる。

表 4 北東部イングランド・イングランド平均・ベルギーの鍛造工場労働者の賃金（日給）（1866 年）

職種	クリーヴランド	イングランド	ベルギー
攪鍊鉄工	10s.3d.	7s.6d~ 7s.10d.	4s.2d.~5.0d.

攪鍊鉄工助手	7s. 2d.	2s.6d.~ 2s.11d.	2s.3d.~3s.1d.
打鉄工	19s.4d.~35s.2d.	9s.0d.~15s.0d.	
圧延工	20s.8d.~27s.7d.	9s.0d.~15s.0d.	4s.2d.~5s.10d.
剪断工	28s.0d.~31s.0d.		1s.10d.~2s.6d.
雑業労働者		2s.8d.~3s.4d.	1s.5d.~2s.1d.

出所： *The Times*, Tuesday September 25th, 1866, and Thursday 27th December, 1866 より作成。

3 1865 年ロック・アウトと 1866 年ストライキ

19 世紀 60 年代半ばから始まるクリーヴランド製鉄工業における労働争議の発端は、1865 年の使用者側による賃金引き下げである。これに反発した労働者は翌 1866 年 7 月から 1867 年初頭までストライキで対抗した (20)。長期間続いた労働争議は、使用者側と労働者側双方に大きな傷跡を残した。表 5・6 は、1866 年のストライキによって、稼働中止に追い込まれた各製鉄所の高炉数と稼働を継続した高炉数を示したものである (21)。合計 68 基の高炉の 76.5%が火を落としている。稼働を続けている製鉄所のうち、ベル兄弟製鉄所 (Messrs. Bell Brothers) は製鉄専門の製鉄所であった。主力労働力である単純労働者の大半は非組合員であった。製鉄所の経営者は温情主義を利用して、雇用労働者を懐柔し、争議への参加を極力抑えたのである (22)。

表 5 クリーヴランドにおける稼働停止高炉数 (1866 年)

Messrs. Bolckow & Vaughan	13
South Bank Iron Company	6
Claylane Iron Company	7
Messrs. Jones, Dunning & Co.	3
Cochrane & Co.	4
Gilkes, Wilson Pease & Co.	4
Hopkins & Co.	2
Lloyd & Co.	4
W. Whitwell & Co.	3
Consett Iron Company	6
計	52 (76.5%)

出所： *Middlesbrough News and Cleveland Advertiser*, 3rd August, 1866 より作成。

表 6 クリーヴランドにおける稼働高炉数（1866 年）

Messrs. Bell Brothers	6
Swan, Coates & Co.	2
Samuelson & Co.	3
Ferry Hill Co.	5
計	16 (23.5%)

出所：Middlesbrough News and Cleveland Advertiser, 3rd August, 1866 より作成。

表 7 クリーヴランド製鉄工業争議前後の賃金比較

リンソープ製鉄所高炉労働者（Linthorpe Ironworks）（1866 年）

	争議前	争議後	対争議前賃金(%)
高炉責任者	7s 6d ~ 8s 0d	7s 0d	93.3% ~ 87.5%
鉍石装入工	6s 6d ~ 7s 0d	5s 0d	77.0% ~ 71.4%
鉍滓処理工	4s 6d ~ 5s 0d	4s 2d	92.6% ~ 83.3%
鉍滓充填工	4s 4d	4s 0d	92.3%
コークス充填工	4s 4d	4s 0d	92.3%
雑業労働者	3s 0d ~ 3s 2d	3s 0d	100.0% ~ 94.7%

出所：J. Cockcroft, 'The Great Strike in the Cleveland Iron Industry', *The Cleveland and Teesside Local History*, No.25, 1974, p.6 より作成。

表 7 に示したように、高炉労働者の賃率（日給）は、争議後に争議以前の賃金の 70% から 95% への低下を余儀なくされている(23)。加えて、ロック・アウト、ストライキ中の稼働日数減少によって、労働者の所得低下は深刻であった。当時ゲイツヘッド（Gateshead）に本部を置いた「全国攪錬鉄工・打鉄工・圧延工等労働組合」（National Association of Puddlers, Shinglers, Rollers, Millmen and Others）（1862 結成）の代表を務めていた圧延工のジョン・ケイン（John Kane）は、下院に設置された「労働組合・その他協会の組織・規約調査王立委員会」において、1866 年 7 月から 1867 年初頭まで継続した大規模な争議が組合に及ぼした影響について、以下のように証言している(24)。「組合員数は、組合費を支払うことができない者を含めて、約 6,500 名であり、常時組合費を支払う組合員数は約 5,000 名である」[qu.8220]。「1865 年 7 月から 1866 年 7 月までの年間組合純収入はロック・アウトのために大幅に減少し、ストライキ開始時の組合基金は約 4,000 ポンドであった」[qu.8221・8222]。「通常であれば、組合は年約 6,000 ポンドの拠出金を手に入れるが、ロック・アウトとストライキが終わった現在では、失業、操業時間短縮、賃率低下のために、

組合費を拠出することができなくなった組合員が多数に上り、組合収入は 6 分の 1、すなわち、約 1,000 ポンドに減じた」[qu.8224・8225]。「現在、組合費を支払う余裕のある者は全体の 10 分の 1 にすぎない」[qu.8226]。「不況と失業の原因は、北部において最近多数の製鉄所が設立された結果、激しい競争が生じたためである」[qu.8228]。

ケインは攪鍊鉄工の賃金についても、次のように証言している。「現在、棒鉄 1 トン当たりの価格は 6 ポンド 10 シリングであるが、製品に占める労賃の比率は、84.6%、5 ポンド 10 シリングほどであろう」[qu.8250]。「ミドルズバラにおけるストライキは、銑鉄価格の下落の結果である」[qu.82580]。「争議の原因として考えられるのは、製鉄業者が不況を理由に攪鍊鉄工についてはトン当たり賃率を 1 シリング、その他の可鍛鑄鉄工業関連労働者のそれを 10%低下させる旨の通告をしたことである」[qu.8271]。「製鉄所経営者が労働者に対して共同歩調を取ったことに対して、ミドルズバラの労働者は不信感を持ったのである」[qu.8271] (25)。1866 年におけるストライキの敗北が組合に与えた深刻な影響について、ケインは *The Monthly Journal of the Amalgamated Malleable Iron-workers* 誌上で同様の見解を表明している。「1866 年のロック・アウトの結果、多くの組合員は困窮し、一部はアメリカに移出した。1868 年 1 月には、組合費を支払う組合員数は 5,000 名から 476 名に激減した」 (26)。

4 1866 年 - 1868 年不況と使用者団体の形成 I 「北部イングランド製鉄業者協会」

1865 年と翌 66 年に相次いで設立されたクリーヴランド地域に本拠を置く製鉄業者の団体である「北部イングランド製鉄業者協会」(North of England Iron Manufacturers' Association) (1865 年)と「クリーヴランド製鉄業者協会」(Cleveland Ironmasters' Association) (1866 年)は、ともに 19 世紀 60 年代半ばの銑鉄・可鍛鑄鉄市場の低迷に対処するためにミドルズバラを中心とする地域の製鉄業者が不況対策として結成したカルテルの萌芽形態であったと考えられる。1863 年から第 1 次大戦中に至る長期の北部イングランドにおける銑鉄生産量・輸出量、レール・鉄板・棒鉄・山形鉄等の可鍛鑄鉄の販売量・価額を示した前掲第 1 図～第 4 図からわかる通り、1869 年に至るまで、原料銑鉄の生産量は増加し、加工製品の販売量・価格は低迷している。銑鉄に関しては、1868 年以降の比較的急速な上昇に比べれば穏やかであるが、1864 年から 1868 年まで、生産量は増加を示している。銑鉄の輸出量は、1869 年に 185,797 トンに回復するまで、1867 年 136,378 トンと 1868 年 136,806 トンの水準にあった。

高炉 89 基を所有する「クリーヴランド製鉄業者協会」加盟 16 企業の銑鉄生産量は、1866 年 12 月末には 374,024 トン、非加盟企業のそれは 105,300 トン、計 479,324 トンに上った。翌 1867 年 6 月 30 日には加盟企業の生産量は 450,299 トン、非加盟企業のそれは 112,200 トン、計 562,499 トンであり、半期間に生産量は 83,175 トン増加している(27)。

しかしながら、銑鉄の在庫量は、1866 年 12 月末には 83, 175 トン、翌 1867 年 6 月 30 日には 76,465 トンに減少しているが、製鉄業者が搬入した銑鉄を担保に証券が発行される制度である「銑鉄証券発行埠頭倉庫」(warrant store system)における在庫はこの間増加を示している。1866 年 12 月末の 61,164 トンから 74,223 トンへ 13,059 トンの増加を示し、銑鉄業者の在庫と「銑鉄証券発行埠頭倉庫」の総計は半期間に 6,223 トンに増加している(28)。この間の生産量・在庫量・在庫率を示したのが、表 8 である。1865 年の生産量総計に占める製鉄所および「銑鉄証券発行埠頭倉庫」における在庫比率は 7.9%であったが、1866 年以降はほぼ 2 倍の 15.9%に増加し、1869 年に至るまで減少することはなかった(29)。特に 1866 年における製鉄所在庫量は一挙に前年の 3 倍近くに増加し、原料鉄生産の飽和状態を暗示している。

表 8 クリーヴランド地域の銑鉄生産量と在庫 (1864-1880 年) (トン)

年	生産高	製鉄所在庫	銑鉄証券発行 埠頭倉庫在庫	在庫計 (比率) *	輸出货量 (比率)
1864	926,054	42,385	39,955	82,340 (8.9%)	?
1865	975,311	34,305	42,600	76,905 (7.9%)	?
1866	1,043,527	101,521	64,164	165,685 (15.9%)	?
1867	1,147,900	102,519	71,826	174,345 (15.2%)	136,378 (11.9%)
1868	1,233,418	80,898	72,029	152,927 (12.4%)	136,806 (11.1%)
1869	1,459,508	84,243	31,364	115,607 (7.9%)	185,777 (12.7%)
1870	1,695,377	104,606	12,739	117,345 (6.9%)	216,908 (12.8%)
1871	1,884,239	65,601	2,730	68,331 (3.6%)	330,646 (17.5%)
1872	1,968,972	40,697	931	41,628 (2.1%)	386,624 (19.6%)
1873	1,999,491	80,328	0	80,328 (4.0%)	397,077 (19.8%)
1874	2,001,233	89,737	0	89,737 (4.5%)	275,721 (13.7%)
1875	2,047,763	74,258	0	74,258 (3.6%)	367,907 (18.0%)
1876	2,075,565	161,041	21,500	182,541 (8.8%)	357,333 (17.0%)
1877	2,124,831	262,067	42,730	304,797 (14.3%)	364,899 (18.0%)
1878	2,023,177	248, 139	89,198	337,337 (16.7%)	397,316 (19.5%)
1879	1,781,443	—	—	—	469,739 (26.0%)
1880	2,510,853	—	—	—	614,564 (24.4%)

* 対生産量合計比率

出所 : *The Iron, Steel, and Allied Trades in 1877, Annual Report to the Members of the British Iron Trade Association*, 1878, London, pp.18-19; *The Iron, Steel, and Allied Trades in 1878, Annual Report to the Members of the British Iron Trade Association*,

1879, pp.9-10; *The Iron, Steel, and Allied Trades in 1880, Annual Report to the Members of the British Iron Trade Association*, 1881, p.10; E.M. Green, *Royal Exchange: Marketing and Its Management in the Cleveland Pig Iron Trade, 1864-73*, Unpublished Dissertation Submitted for the M.A. Local History (C.N.A.A.) at Teesside Polytechnic, 1989, Middlesbrough, pp.122,127 より作成。

他方、銑鉄を加工して種々の製品を生産する可鍛铸铁製造業者にとっても、1860年代後半は困難な時代であった。1863年から不況が一段落する1869年に至る間のレール、鉄板、棒鉄、山形鉄のトン当たり価格は低下が比較的穏やかであったレールを除くと、1865年以降低下が著しい。加工製品全体の平均価格は、1864年の8ポンド・11シリング・7ペンスから1867年6ポンド11シリング10ペンスへ、更に1868年には6ポンド5シリング5ペンスへ低下している(30)。J.R. ヒックスが述べているように、製鉄工業は景気変動の影響を直接的に受ける重工業であり、1860年代半ばにおける国内・海外市場の不振に起因する原料・加工品の販売量・価格の低迷は、萌芽的な不況カルテル形成を促す環境を醸成したのである(31)。

日本のカルテル形成について御園生等が主張しているように、「鉄鋼産業は、装置産業として景気変動に応じて操業率を微調整することが困難な体質をもっており、好不況につれ製品市況が激しく変動することが避けがたい体質をもっている。したがって、景気変動に対してはカルテルをもって対処することに傾きやすく、化学工業とともにいわば本質的にカルテル指向産業」であった(32)。クリーヴランド製鉄工業においても、生産量制限のための生産調整、価格協定、加盟企業の賃金調整等の生産・流通に関する協定を結び、企業活動に関する情報を共有することを第一義的な目的とする機構の形成が不可避であった。ほぼ同時期のドイツにおいては、素材産業部門を中心に不況カルテルの結成はイギリスよりも活発に行われた。1874年から1894年までの不況期に、近代ドイツのカルテル形成は頂点を迎えている。景気下降局面における危機の衝撃、価格下落、販売量の減少が企業経営者を自発的結社としてのカルテル形成に向かわせたのである。

1879年から1882年の3年間にドイツでは銑鉄・鉄板・鉄管製造部門において、少なくとも18社がカルテルを形成している。1896年にはデュッセルドルフに本拠を置く銑鉄シンジケート、1904年には全ドイツ鉄鋼生産量の83.5%を生産する27の大規模鉄鋼企業が「ドイツ鉄鋼製造業協会」を形成している。これらドイツのカルテル形成は、いずれも19世紀末期における不況に対する企業家の反応であった(33)。1905年の「カルテル調査」はドイツにおけるカルテル数が全産業部門で合計385に達していると報告している。最も多数のカルテルを含む産業は、煉瓦製造業であり132件、次に多数のカルテルを形成している産業は製鉄業で、62件であった。突出した煉瓦製造業を除くと、製鉄工業カルテルはほぼ25%を占め、これを含めた重工業部分が全体の36%を占めている(34)。

原料銑鉄を加工して、レール・鉄板・棒鉄・山型鉄等の可鍛铸铁製品を製造するクリー

ブランド地域の企業は 1865 年に「北部イングランド製鉄業者協会」(North of England Iron Manufacturers' Association) を設立した。協会の目的、性格を示す会員規則の一部を簡単に紹介しておこう。尚、後に述べるように、翌 1866 年に設立された同じく使用者団体である製鉄部門の企業同盟、「クリーヴランド製鉄業者協会」(Cleveland Ironmasters' Association) の後年の規約と比較すると可鍛鑄鉄製品製造業者の会員規則に見られる目的、性格は比較的温和であり、雇用労働者との融和を重視しているように見える。事実、この協会は後述するように 1865 年の設立当初から労使紛争回避のための方策を探っている。その背景には、雇用労働者の技術・熟練度の相違があったものと思われる。すなわち、製鉄部門の労働者は、相対的に単純労働者が多く、雇用関係は可鍛鑄鉄製造部門におけるそれよりも複雑ではなく、直接的な統治が必要であったのであろう(35)。また、可鍛鑄鉄製造業者の団体が、ロック・アウトとそれに続く大規模なストライキの直前に形成されたことも労働者との協調というこの団体の性格形成に与って力があったのかもしれない。1865 年 7 月 31 日付け議事録に掲載された会員規則のうち、主要なものを列記すれば、以下の通りである(36)。

- 第 1 条「本協会の目的は、製鉄工業に関する全ての情報の交換、特に賃金率と現在の製品販売価格の情報を交換することである。そして、製鉄工業労働者の代表と自由で友好的な関係を築くこと、全ての重要な事項に関する統一行動と相互支援、ストライキ、労働者による不当な要求、あるいは製鉄工業労働者個人の自由な行動を制限するような如何なる行為に対しても、迅速かつ統一的に対処することである」
- 第 2 条「製鉄工業の利益のために、議会調査・関税・その他に関して、また、法的問題が生じた場合の会員相互の協力関係と組織としての行動。協会入会資格、協会会議の意志決定における投票権」
- 第 3 条「協会会員所有炉数による投票権」
- 第 4 条「協会基金への会員の拠出金額およびストライキ中の会員への損失補填補助金の決定方式」
- 第 5 条「労働者から賃金上昇、あるいは労働条件の譲歩を求められている会員は、全体に及ぼす影響に鑑みて、その件に関して協会委員会に諮らなければならない。委員会が労働者の要求を拒否する決定を行い、ストライキが発生した場合には、ストライキ継続期間中の損失補填補助金を協会の合意を経た後に、協会基金から規定に従って支出する」
- 第 6 条「ストライキ中に会員が被る損失に対する補助金の支払い方法」
- 第 7 条「会員の所有攪鍊鉄炉数に基づく損失補填補助金の決定方法」
- 第 8 条「会員の所有攪鍊鉄炉数と炉性能と可鍛鑄鉄産出量に基づく損失補填補助金の決定方法」
- 第 9 条「ストライキ損失補填補助金受け取り会員の義務」

第 10 条「緊急資金調達を目的とした協会会員入会条件として、約束手形の提出を義務づける。総額は£50,000 である」

第 11 条「提出約束手形返還の条件」

第 12 条「多数決で採用される協会決定の賃金低下の統一意志決定の際に、決定に従う意思のない会員は、投票権を行使することはできない」

第 13 条～第 21 条「協会会議運営・議決権・役職者選出方および権限・その他」

第 22 条「常任委員会は、協会の利害に関わる法律的助言を協会基金からの支出で求めることができる」

第 23 条「協会規則の修正と拡大は、特別会議において会員の 8 分の 7 以上の賛成投票で可能である」

第 24 条「協会規則の解釈および適用、あるいは協会と会員の関係に関する協会と会員間の不一致は、ヨーク市、あるいはダラム市、あるいはニューキャスル・アポン・タイン市の市裁判所の判事に付託され、その決定は唯一の最終決定となる」

会員規則から見る限り、雇用労働者の賃金と可鍛鑄鉄製品価格の動向に関する情報の共有と労働者の要求に対処する場合の統一的な指針、ストライキへの対応、ストライキによる損失の補填の方法をはじめ、加盟会員の共同歩調を重視していることがわかる。「北部イングランド製鉄業者協会」の具体的な活動を示す一例を協会議事録から抜粋してみよう。

1868 年 1 月 29 日の議事録には、賃金に関して次のような内容の記述がある。レール製造業者であるホプキンス・ギルクス社の熱処理工が賃金上昇を要求してきた。この件に関して、協会は必要な場合には会議を招集し、検討することに決定した。協会事務局長は、賃金比較一覧表書式を用意し、加盟会員に送付し、現行賃金の記入を依頼した。この件は同意され、賃金一覧表には会員の賃金のみ記入することが決定された(37)。

5 1866 年～1868 年不況と使用者団体の形成 II 「クリーヴランド製鉄業者協会」

可鍛鑄鉄製品製造業者の団体が形成された翌年の 1866 年に、銑鉄製造業者の使用者団体である「クリーヴランド製鉄業者協会」(Cleveland Ironmasters' Association) が設立された。かなりの企業が「北部イングランド製鉄業者協会」にも加盟しているが、10 箇条からなる会則は、以下の通りである。12 月 18 日の議事録によれば、団体設立の趣旨として、製鉄工業の利害にかかわる全ての事案に関する情報を交換し、全体の利益実現のために、統一的な行動を確保し、相互に支援を行うこと、使用者と被雇用者の関係およびその他に関わる庶民院議会法案に注意し、改正を提案すること、団体運営のための資金の拠出、会議・決定に関わる規則という一般的な性格を持ったものであった(38)。1871 年における規約もこれと同様である(39)。

この間、協会は特に 1866 年のストライキ中に頻繁に会議を開き、加盟会員の結束を強化する以下のような議決を行っている。例えば、加盟企業の労働者が賃金切り下げに応じない場合には、ロック・アウトを実施すべきであり、ロック・アウト中の企業は協会における協議以前に労働者の要求に応じるべきではないことが議決されている(40)。また、争議中の企業であるボルコウ・ヴォーン社 (Messrs. Bolckow and Vaughan) に対する支援金交付のために加盟企業は速やかに協会基金へ割り当て分を拠出することが要請されている。更に、ストライキの現状に鑑みて、最低 10% の賃金切り下げ策を続行することが満場一致で決定されている。また、加盟企業の銑鉄在庫状況と非加盟企業の生産額に関する情報の収集と会員への開示が議決されている(41)。銑鉄価格の動向については、協会議事録に以下のような記録がある。すなわち、「スコットランドやヨーロッパ大陸から銑鉄価格に関する問い合わせが多数寄せられているが、春季には需要増加が見込まれるため、協会の公式価格表に変更を加えるべきではない」ことが事務局長から報告された(42)。市場の低迷、大規模な労働争議の発生に見舞われた不況期の協会加盟企業の意味統一の試みをうかがうことができる。

「クリーヴランド製鉄業者協会」設立後 10 年を経て、協会は新たな会則を提案することになる。1876 年 2 月 9 日の議事録には、会則改正案 (Proposed Rules) の詳細が記録されている。それによれば、創立時の一般的な規約とは相違して加盟企業の結束を強める意図の下に、25 条からなる極めて具体的な会則が記録されている。以下、協会の目的を端的に示す条項を挙げておこう(43)。

第 1 条「製鉄業者相互、あるいは雇用労働者との間に生じた懸案事項の全て、あるいは製鉄業者間で生じた賃金および労働者の雇用、ストライキあるいは労働者不足によって被る損失の保護、操業に関わる全ての利得を獲得し、集約するために、北部イングランドの高炉所有者はクリーヴランド製鉄業者協会を設立する」。

第 3 条「新規加盟希望企業は、事務局長に企業名・工場名・所有高炉数・工場経営者氏名を届け出なければならない。また、前年に生産した銑鉄トン数、トンあたり希望利益を届け出なければならない。これら全ての届け出項目は毎年 12 月 31 日までに協会事務局長に提出し、協会が命じる全ての情報を提供することに同意しなければならない。新規に操業を開始する企業で、協会加入を希望する企業の所有者、あるいは代表者は工場稼働開始後 6 ヶ月間に生産する銑鉄量に関して保証しなければならない。これらの企業の銑鉄価格と支払賃金は協会が決定する」。

第 4 条「協会加入希望企業は、加入以前に各企業の全銑鉄生産量の 10% に当たる協会議長宛の約束手形を用意し、議長・副議長・事務局長の裏書きを受領しなければならない。提出された約束手形は National Provincial Bank of England の協会口座に保管

されるべきである。この約束手形は、保証金として提出され、未払い請求金・債務・罰金に充てる場合にのみ換金される」

第 6 条「協会意思決定に際して、年間 50,000 トン以下の銑鉄を生産する会員は 1 票、それ以上は 50,000 トン毎に更に 1 票、6 票まで権利を行使することができる」

第 13 条「加盟企業は銑鉄 1 トン当たり 2 シリング 6 ペンスの利益を確保するべきである。協会から支払われる保証金は、ストライキ、あるいは生産制限を余儀なくされた期間に実際に生産されつつある銑鉄量に従って支給されるべきである。協会から支給される保証金への各企業の拠金は、前年の生産量に従って、決定される。報告される生産量の変更は事前の通知によって許可される。協会の意図は、加盟各製鉄所が可能な限り正確な生産量を報告することである」

第 14 条「ストライキ、生産制限、その他の理由によって保証金を請求する場合は、証拠書類とともに書面で詳細を報告しなければならない。書面と証拠書類を受け取った協会評議会 (Council) は、委員会 (Committee) を設置する。委員会は請求を調査し、結果を協会評議会に報告しなければならない。保証金請求に際しては、生産量減少による利益の保証と工場稼働停止による費用の詳細を報告しなければならない」

第 16 条「協会評議会は、ストライキ発生直後に 2 名の有能な者を調査員として指名する。調査員は、ストライキ継続中の日単位の生産減少量と費用を確認しなければならない」

第 17 条「加盟企業における賃金と労働時間は、協会評議会の合意なく変更することはできない」

第 19 条「協会加盟企業の製鉄所における労働者による賃金率および労働時間の変更に関連するストライキ、紛争、要求に際しては、直ちに協会加盟各会員に通知し、検討会議を招集しなければならない。当該製鉄所所有者は、採るべき方針について協会の指示に従い、協会会議の決定に基づくもの以外は譲歩することはできない。協会は、決定によって発生した全ての費用に責任を持つ」

第 20 条「ストライキ、あるいは紛争を抱えている製鉄所は、懸案事項が協会の総会において充分議論され、所有者が採用した方針が多数決によって同意されない場合、あるいはストライキが協会会則に違背して発生した場合には、協会の救済の対象とはならない」

第 21 条「少なくとも 1 週間以前に、場所・時間を指定して、検討する集会を開催する旨の

通知が各会員になされない場合、あるいは投票権の 4 分の 1 を占める会員が反対した場合には、ロック・アウトを執行することはできない。加盟企業全体のロック・アウトが決定された場合、加盟各企業はロック・アウト開始時から自身で費用を支弁し、その費用の支給を協会に要求することはできない」

第 23 条 「協会会員が協会の会則に違背した場合、嚴重な調査と弁明の機会を与えられた後、協会の判断により、100 ポンド未満の料金を科せられる。以後も会則に違背して行動した場合、1 日に 50 ポンドを超えない範囲で料金を科せられる」

第 24 条 「本協会規則作成に関して協会と会員の間で論争が生じた場合、意見の相違は両者が指名した仲裁人 (Arbitrator) の判断に委ねられる。仲裁人の判断に両者が同意できない場合には、事前に両者が指名しておいた裁定人 (Umpire) の判断に委ねる。両者は仲裁人あるいは裁定人の裁定に最終的には従わなければならない」

これらはいずれも加盟製鉄企業の活動を拘束力を持って統制するカルテルの性格を強く帯びた規約である。60 年代後半の不況と大規模な争議を経験した製鉄工業の危機から学んだ教訓が多数含まれている。争議直前に作成された可鍛鑄鉄製造業者による「北部イングランド製鉄業者協会」の会員規約と比較すると、ストライキ、ロック・アウト、生産制限、労働力の相互利用等の点で、よりきめ細かい規制が登場し、加盟会員に対する強制力も強まっているように思われる。クリーヴランド製鉄企業の大部分は、ティーズ川南側の河川敷に形成された「製鉄業者集積地域 (Ironmasters' District)」に蟠集していた⁽⁴⁴⁾。狭い面積の場所に同一産業企業が集積して企業活動を継続していたという事実は、情報交換と共同利益認識を容易にしたであろう⁽⁴⁵⁾。彼等は、不況時には生産量・価格・賃金・労働力の融通等の点において、共同歩調をとり、加盟企業間の競争の制限を通じて不況を乗り切ろうとしたのである。他方、こうした産業立地上の特殊性のより積極的な効果は、技術開発における「集团的発明・技術開発」(collective invention) の可能性である。法的な意味において特許制度が大きな意味を持たなかったこの時期の製鉄工業においては、協調的な技術開発と成果の共有の可能性も存在したのである⁽⁴⁶⁾。

6 「北部イングランド可鍛鑄鉄製品製造業労使仲裁・調停委員会」の設立とスライド制賃金決定制度 (Sliding-Scale System of Wage Rates)

コンセツト製鉄所 (Consett Iron Company) の社主であり、「北部イングランド製鉄業者協会」の理事長であったデイヴィッド・デール (David Dale) は、以下で述べる「北部イングランド可鍛鑄鉄製品製造業労使仲裁・調停委員会 (Board of Arbitration and Conciliation for North of England Manufactured Iron Trade)」の初代委員長に就任したが、

労使交渉機関設立の必要性について後年次のように回顧している。すなわち、「二つの階級の間に交渉が成立するような何らかの組織が必要であるということは痛感されていた。しかし、二つの階級の間の交渉を成立させるための機関あるいは機構 (agency or machinery) が存在していなかった。従って、階級間の交渉を実現する何らかの代議制組織 (some sort of representative body) を設立することが先ず希求されたのである」と述べている(47)。

1869年3月22日の設立時に刊行された『北部イングランド可鍛鑄鉄製品製造業労使仲裁・調停委員会の会員・起源・目的と規約 (*Board of Arbitration and Conciliation for the North of England Manufactured Iron Trade. First Members. Origin and Objects. Rules. Established 1866*)』と題する小冊子は、北部イングランドにおける製鉄工業の現状、労使仲裁・調停委員会設立の事情を以下のように記している(48)。製鉄工業の状況・労働組織・賃金支払いの方法については、「ノーサンバーランド、ダラム、ヨークシャー・ノースランディング地方には、銑鉄を圧延し、レール・鉄板・山形鉄・棒鉄、その他の様々な形の製品を加工する鍛造・製品仕上げ工場が28ある。これら28の可鍛鑄鉄製品製造工場は、約12,000名の労働者およびその助手を雇用している。通常、労賃は出来高払いで支給される。すなわち、攪鍊鉄・打鉄・熱処理・圧延、その他作業の各種工程に従事する親方職工は出来高に対して、労働者はトン当たり作業量に対して、賃金を受け取る。出来高払い作業、あるいはトン当たり作業に支払われる賃金は、きわめてわずかの例外を除いて、北部イングランドの全ての事業所において同一であり、景況にしたがって増減が必要な場合には、変動はそれぞれの事業所においてほとんど同時になされる」としている。

次いで、労使仲裁・調停委員会成立の背景が以下のように説明されている。「北部イングランドの製鉄工業労働者は、上述の労働環境のせいで、個人としてではなく、ましてや使用者および同数の事業所ごとに分かれた団体としてでもなく、「一つの階級(*as a Class*)」として扱われている(49)。従って、当然の成り行きとして、一つのまとまりとしての利害を守る組織が形成されるべきであった。その結果、製鉄工業労働組合が結成された。その後間もなく使用者側は「可鍛鑄鉄製造業者協会」を形成した」のである。こうした固有の労使関係のあり方は、労働者が個人はもとより製鉄企業あるいは事業所毎に労働協約を結ぶことなく、全体として使用者と労働協約を締結している事実が端的に示している。1871年1月1日の「北部イングランド製鉄業者協会」議事録には「一般労働協約」(*General Rules*)として、労働者の要請に基づいて、39箇条からなる時間給労働・出来高払い労働別の賃金支払い方法・労働現場からの去就・産業医診察費の給料からの天引き等詳細な就業規則が変更点と共に記録され、使用者側によって1870年10月29日に最終的に承認された旨の記録がある。

労使仲裁・調停委員会設立に際して、使用者側がどのように対応したのか、「北部イングランド製鉄業者協会」の議事録から探ってみよう。1868年4月7日の協会議事録によれば、「協会は、理事長であるデイヴィッド・デイルから提案された「使用者・被雇用者地域委員

会」(local committee of Employers and Employees) 設立について、協会内に二つの常設委員会(the two joint standing committees)を設置し、この件に関して注意深く検討した結果、以下の結論に達した。すなわち、協会は、労使問題を友好的に議論し、ストライキの発生および使用者と被雇用者間の誤解を回避する手段を講じるために策定された計画に充分配慮する。常設委員会は、この地域の製鉄工業にこうした制度が遠からず導入されることを期待する。また、被雇用者がこうした実験的な試みに好意的であるならば、製鉄工業に直接関わる使用者と被雇用者からなる地域常設委員会設置に向けて、協会が次の段階に進むことを彼等は要請するであろう」としている(50)。使用者側は局面打開作として、両者の話し合いの機会を提供する何らかの機構を設立する計画を提案し、労働者側の反応を探っていたように見える。

使用者側の意思決定に対して、労働者側は直ちに次のような反応を示している。同年 3 月 1 日に、賃金引き上げと使用者側から提案された労使仲裁・調停委員会設立計画に関して、使用者側と会談する以前に予備的意思決定を行うことを目的とする労働者代表会議が招集された(51)。直後に開かれた労使の会談の目的は、賃金問題および労使の紛争と価格の規制に関する解決策を検討することであった。使用者側も会議を開き、被雇用者がそれぞれの職場から代表者を派遣し、使用者と話し合うことを提案した(52)。この結果、2 週間後に「北部イングランド可鍛鑄鉄製品製造業労使仲裁・調停委員会」が設立されたのである。

使用者側の提案に対して労働者側が受動的であった理由は、1866 年から 1 年近く続いたストライキによって、解散は免れたものの組合が極端に疲弊し、一刻も早い解決策を望んでいたからである。前述したように、「全国合同可鍛鑄鉄工業労働組合」代表のケインが庶民院王立調査委員会で証言したように、ストライキやロック・アウトは使用者側だけでなく、全ての階級にとって損失の多いものであり、その弊害を未然に防ぐ方法は何らかの裁定委員会(some tribunal)、あるいは地域仲裁裁判所(local courts of arbitration)・仲裁委員会(boards of arbitration)を設立し、公平な審判に委ねる以外に方法はないとせざるを得なかったのである(53)。

労使仲裁・調停委員会の機構・運営方法について簡単にのべれば、以下の通りである。名称は「北部イングランド可鍛鑄鉄製品製造業労使仲裁・調停委員会」であったが、委員会が紛争処理に関わったのは北東部イングランド製鉄工業地域の製鉄業であった。北西部、その他地域の製鉄工業企業は、この委員会の決定に従ったのである(54)。委員会規則のうち、重要と思われるものを要約しておこう(55)。

第 2 条「北部イングランド仲裁・調整委員会」の目的は、労使それぞれから提起される賃金、その他労使双方の利害に関わる案件について、仲裁し、調停することによって、紛争を予防し、解決することである」

第 3 条「委員会は、各事業所から選出される使用者 1 名、労働者 1 名によって構成される」

第 9・10 条「年度の最初の委員会において、使用者から理事長 1 名、労働者から副理事長

1 名、および 2 名の事務局長を選出する。理事長と副理事長は、「職権上」、総ての内部委員会の構成員となる。最初の「北部イングランド仲裁・調停委員会」において、理事長と副理事長および使用者 4 名、労働者 4 名から成る「常任委員会」(Standing Committee) が任命される。任命に当っては、製鉄工業の様々な部門から常任委員を選出することが望ましい」

第 11 条「あらゆる問題は、最初に「常任委員会」に提案される。「常任委員会」は、提案された問題を調査し、解決策を見出すよう努力すべきである。但し、裁定する権利は持たない。解決策を見出すことができない場合には、「常任委員会」は速やかに「北部イングランド仲裁・調整委員会」にその案件を提起しなければならない」

第 12・13・14・15・19 条「委員長は、委員会における総ての会議を主宰する。委員会における総ての投票は無記名で行われ、委員会の議長は動議提出権および決定票 (casting vote) を持たない。賛否同数の場合には、独立の裁定人 (independent referee) を任命し、その決定を最終的なものとして、それに従わなければならない。会期は年 4 回、場所はダーリントン、ストックトン、ミドルズバラ、ニューカスルである。委員会に掛かる費用は、総て使用者と労働者が折半して負担する」

「北部イングランド可鍛鑄鉄製品製造業労使仲裁・調停委員会」による裁定に応じた可鍛鑄製造企業が賃金裁定のための基礎資料として提出した詳細な記録が残されている(56)。攪鍊鉄製造企業、レール・重量山形鉄 (rail and heavy angle) 製造企業、棒鉄・山形鉄製造企業、鉄板 (plates) 製造企業、機械誘導装置 (guide) 製造企業のそれぞれについて、1870 年 12 月の時点における北東部可鍛鑄鉄製造企業の規模・作業工程の種類・雇用労働者の賃率等を記録したものである。この賃金表に基づいて、翌 1871 年 2 月に委員であるヒューズ (Thomas Hughes) は、攪鍊鉄製造企業の場合には、トン当たり 6 ペンス、その他の可鍛鑄鉄製造企業の場合には一律 5% の賃率低下を裁定している。ボルコウ・ヴォーンをはじめ加盟企業のうち攪鍊鉄製造企業として情報を提供した 25 社のうち、株式会社は 9 社である。調査項目は、極めて多岐に亘っている。35 の項目に分けて、作業工程別の詳細な出来高払い賃率、場合によっては、一日当たり、あるいは交替制勤務時間 (シフト) 当たりの親方攪鍊鉄工および助手賃率が企業ごとに記録されている。裁定に応じた攪鍊鉄製造各社の企業規模の目安として、会社名と所有攪鍊鉄炉数、その他の炉数を示しておこう。

表 9 賃金裁定に応じた攪鍊鉄製造業者の規模 (1870 年 12 月)

会社 (工場) 名	攪鍊鉄炉数	その他炉数
Bolckow, Vaughan, & Co.(Witton Park 工場)	102	4
Bolckow, Vaughan, & Co.(Middlesbrough 工場)	74	3
Hopkins, Gilkes, & Co.	93	6
William Whitwell & Co.	30	1

Pease, Hutchinson, & Co.	42	2
Consett Iron & Co.	146	4
Losh, Wilson, & Bell Co.	54	3
Palmer's Iron Co.	70	4
S. Tyzak & Co.	28	4
Darlington Iron Co.	190	13
Fry, Ianson & Co.	19	2
Hartlepool Malleable Iron Co.	26	0
John Holdsworth & Co.	21	0
Hopper, Radcliffe, & Co.	27	1
Thomas Richardson & Sons	101	4
Stockton Malleable Iron Co.	56	1
Stockton Rail Mill Co.	70	5
West Stockton Iron Co.	24	0
Thomas Vaughan (Bishop Auckland 工場)	38	0
No. Yorks. Iron Co.	59	3
Jno. Elliott	12	0
J. Abbot & Co.	30	1
Abbottb & Hyde(Gateshead 工場)	23	0
Frazer, Roberts and Co.	23	1
Hawkes, Crawshay and Co.	-	-

出所 : North of England Iron Manufacturers' Association: Minute Books, Vol.1, 31st July 1865-4th May 1880, Modern Records Centre, University of Warwick, MSS.365/NEI, December, 1870 より作成。

レール・重量山形鉄 (rail and heavy angle) 製造企業の裁定賃金表は、11 社に関して、41 の工程に関する質問および日給・トン当たり賃率、レール・山形鉄長さ当たり賃率等が記録されている。大部分は攪鍊鉄製造企業と重なっているが、造船業者 (Palmer's Shipbuilding and Iron Co.) とレール製造業者 (Stockton Rail Mill Co.) が加わっている。棒鉄・山形鉄製造企業については、16 インチ棒鉄・山形鉄製造企業 9 社に関して、棒鉄の長さ・素材ごとに 59 の作業工程別の賃率・その他、12 インチ棒鉄・山形鉄製造企業 10 社について、53 の作業工程別の賃率が記録されている。鉄板 (plates) 製造企業 9 社については、23 の作業工程に関して、機械誘導装置製造企業 10 社については、10 項目の調査・賃率が記録されている。

実際にスライド制賃金決定制度が実施されたのは、1872 年であった。クリーヴランド製鉄業の労使が「北部イングランド可鍛鑄鉄製品製造業労使仲裁・調停委員会」設立後短期

間にスライド制賃金決定制度への移行に同意した背景について、ヒックスは次のように述べている。「景気変動の影響に非常に曝されやすい産業では、賃金変動への要求は絶えず繰り返され、使用者も被雇用者も同じ理由で変化を要求しがちである。従って、このことが賃金決定に関する大まか同意を得ることを容易にする。使用者が賃金低下の理由として景気の悪さを前面に押し出せば、彼等は被雇用者が好景気の時期に賃金上昇を要求してくるのに逆らうことができない。従って、両者とも鉄製品価格を景気の指標として挙げて来たのである。調停委員会は、製品価格の変動に応じて賃金も変動すべきであるとする原則を確立し易かった。賃金が製品価格に応じて変動する尺度を定めることに両者が同意することによって、議論を省くという次の段階に至った」のである(57)。幾つかの産業の賃金仲裁・裁定に従事したルパート・ケトル (Rupert Kettle) の言説がスライド制賃金決定の本質を衝いている。「仲裁・調停委員会」設立直後の 1869 年 5 月 1 日にケトルは「全国合同可鍛鑄鉄工業労働組合」の求めに応じて、その機関誌に次のような見解を表明している。「価格だけが賃金を支払うことが可能な正当・合理的な基金である (’ *Prices forms the only legitimate fund out of which wages can be paid*’)」(58)。

以下は、1888 年 9 月 12 日に使用者団体である「クリーヴランド製鉄業者協会」(Cleveland Ironmasters’ Association) と「合同銑鉄製造所」(Associate Works) に雇用されている高炉責任者 (furnacemen) 代表者との間で合意されたスライド制賃金決定表である。標準的な銑鉄であろうと思われるクリーヴランド 3 番銑鉄のトン当たり市場価格の変動に従って、29 シリングから 60 シリングまでのそれぞれの下限価格と上限価格帯の賃率の増減が、1879 年 11 月 7 日の労使合意賃率に基づいて表示されている。例えば、市場における銑鉄価格が低迷し、トン当たり 29 シリングと 29 シリング 2.40 ペンスの価格帯にある場合には、支払い賃金は基準賃率の 6.25% 減となっている。銑鉄の市場価格が最高価格帯である 60 シリングと 60 シリング 2.40 ペンスの間にある場合には、労働者は 1879 年 11 月 7 日の労使合意賃率の 35% 増の賃金を受け取ることとなる(59)。

景気変動に伴う価格変動幅の大きな素材である銑鉄の細かい価格帯を設定し、市場価格変動に伴う支払い賃率決定のコスト低減を図るために導入されたこの制度は、1870 年から採用された賃金裁定制度と比較すると効率性の点では所期の目的を達成したと言えるであろう。ストライキやロック・アウトという労使の直接的な衝突に伴う金銭的・時間的な犠牲、労使の信頼関係の喪失、労働意欲の減退、生産性の低下を可能な限り回避する手段の一つとして導入されたスライド制賃金決定制度は、少なくとも 19 世紀が終わるまでの期間については、イングランド北東部製鉄工業地域の持続的な発展に少なからず貢献したであろう。翌 1889 年から 1922 年までの 33 年間、「北部イングランド可鍛鑄鉄製品製造業労使仲裁・調停委員会」は、基準尺度(スケール)を変更することはなかった(60)。

表 10 スライド制賃金 (1888 年) 表
(クリーヴランド 3 番銑鉄トン当たり)

下限価格		上限価格		合意基準賃率からの変動*
シリング	ペンス	シリング	ペンス	
29	0	29	2.40	6.25% 減
29	2.40	29	4.80	6.00
29	4.80	29	7.20	5.75
29	7.20	29	9.60	5.50
			↓	
34	0	34	2.40	0
34	2.40	34	4.80	0.25% 増
34	2.40	34	7.20	0.50
34	7.20	34	9.60	0.75
34	9.60	35	0	1.00
			↓	
41	0	41	1.20	10.00% 増
41	1.20	41	2.40	10.25
			↓	
48	0	48	2.40	20.00% 増
			↓	
60	0	60	2.40	35.00% 増

* 1879 年 11 月 7 日労使合意賃率

出所 : Board of Arbitration and Conciliation for the North of England Manufactured Iron Trade, MSS 36, Modern Records Centre, University of Warwick, S.22/1-3 より作成

労使仲裁・調停委員会の成立以降、スライディング・スケール制に基づく賃金決定制度の導入によって、労使関係は相対的に安定した。クリーヴランド製鉄業は、少なくとも 19 世紀 90 年代後半に至るまで、1873 年の不況を乗り越え、持続的な工業発展という目標をとりあえず達成したのである。

結びにかえて

第 1 次大戦後数年を経て、この地域の製鉄業は失業率の大幅な上昇に見舞われ、典型的な不況産業の様相を呈することになった。英国職業安定局の失業統計では、失業率は、1921

年にミドルズバラの全労働力の 26%、健常労働者の失業率全体では、33%であった。同年の連合王国における失業保険加入労働者の平均失業率が 16.9%であったことを考えるとこの地域の不況が深刻であったことがわかる。その後も事態が改善することはなかった(61)。1936 年夏におけるイングランド北東部の失業保険加入労働者の失業率はウェールズに次いで高く、対千比 212、1 年以上の失業者の比率は 26%に上っている(62)。

19 世紀 80 年代末期以降におけるミドルズバラ製鉄工業の不振は、それまで主要な輸出市場であったアメリカ、ドイツ、ベルギーにおいて輸入代替が進みつつあったことを主因とするものであった。しかし、不振のもう一つの要因もそれに劣らず重要である。すなわち、単一産業依存型の工業地域が陥りがちな陥穽からミドルズバラが脱却できず、新たな産業への構造転換に失敗したことである。

しかしながら、19 世紀 30 年代という極めて遅い時期に呱呱の声を上げた新興の都市ミドルズバラが短期間に都市としての制度的な体裁を整え、この時期のイギリス経済の主導部門であった製鉄工業の導入に成功し、ヴィクトリア朝の繁栄の一翼を担ったという事実は銘記すべきである。そして、銑鉄および可鍛鑄鉄製造業者協会、全国合同可鍛鑄鉄工業労働組合、可鍛鑄鉄製品製造業労使仲裁・調停委員会、スライド制賃金決定制度、運営基金拠出制医療制度(63)をはじめとして、当時のイギリスに支配的であった労使関係からすれば先進的な制度を最初に導入・定着させた歴史的な貢献を忘れるべきではないであろう。

註

- (1) 筆者は既に 19 世紀後半のミドルズバラを中心とするクリーヴランド地域の都市化と工業化の歴史的軌跡を詳しく分析し、製鉄工業における労使関係についてもふれておいた。本稿は、その折に依拠することができなかった第 1 次史料・文献に基づいて、労使関係の展開を敷衍したものである。特に、1860 年代半ばに製鉄工業において形成された二つの使用者団体を不況に直面した企業による萌芽的なカルテルとして捉える新たな視点を導入している。安元 稔『製鉄工業都市の誕生 ヴィクトリア朝における都市社会の勃興と地域工業化』名古屋大学出版会、2009 年、1-457 頁; Minoru Yasumoto, *The Rise of a Victorian Ironopolis, Middlesbrough and Regional Industrialization*, Woodbridge, 2011, pp.1-230.
- (2) N.P. Howard, 'The Strikes and Lockouts in the Iron Industry and the Formation of the Ironworkers' Unions, 1862-1869', *International Review of Social History*, Vol.XVIII, 1973, p.397; J. Cockcroft, 'The Great Strike in the Cleveland Iron Industry', *The Cleveland and Teesside Local History*, No.25, 1974, pp.4-7.
- (3) A.J. Odber, 'The Origins of Industrial Peace: The Manufactured Iron Trade of the North of England', *Oxford Economic Papers*, New Series, Vol.3, No.2, 1951, 202.
- (4) 安元 稔 前掲書 108-159 頁; Minoru Yasunmoto, *op.cit.*, pp.28-60.
- (5) Board of Arbitration and Conciliation for North of England Manufactured Iron

Trade, Mr. Waterhouse's Returns (Sales of Manufactured Iron), Modern Records Centre, University of Warwick ,MSS.365/BAC, Vols.1-3, 1869-1919; *Iron , Steel, and Allied Trades, Annual Report to Members* (1878), pp.18-19, pp.9-10 (1881).

(6) J. Gjers, 'President's Address', *The Proceedings of Cleveland Institution of Engineers*, 1878, pp.30-54; J.J. Burton, 'Some Notes on the Early History of the Cleveland Iron Trade', *Monthly Journal of the Tees-side Incorporated Chamber of Commerce*, Vol.I, No.7, 1930, p.135.

(7) Board of Arbitration and Conciliation for North of England Manufactured Iron Trade, Mr. Waterhouse's Returns (Sales of Manufactured Iron), Modern Records Centre,

University of Warwick ,MSS.365/BAC, Vols.1-3, 1869-1919.

(8) *The Iron, Steel and Allied Trades in 1877, Annual Report to the Members of the British Iron Trade Association*, London, 1878, pp.40-46.

(9) I. Bullock, 'The Origins of Economic Growth on Teesside 1851-81', *Northern History*, Vol. IX, 1974, pp.89-91.

(10) A. Birch, *The Economic History of the British Iron and Steel Industry 1784-1879*, London, 1967, pp.256-257; Census Enumerators' Books, RG 9 3685-3689,1861, National Archives; North of England Iron Manufacturers' Association: Minute Books, Vol.1, Monday July 31st 1865 – May 4th 1880, University of Warwick, Modern Records Centre, MSS.365/NEI, 5th January, 1871.

(11) Bell Brothers, Clarence Iron Works, Pay Books, Vol.4, 1864-67, Coll Misc 0003, British Library of Political and Economic Science.

(12) Joe England, 'Keir Hardie and the GKN Dowlais Strike,1911', *Historical Studies in Industrial Relations*, Vol.33, 2012, p.227; N.P. Howard, *op.cit.*, p.427.

(13) *The Monthly Journal of the Amalgamated Malleable Ironworkers*, No.18, 1st Feb., 1870.

(14) *Ibid.*, No.18, 1st Feb., 1870.

(15) *Ibid.*, No.18, 1st Feb., 1870.

(16) Leone Levi, *Wages and Earnings of the Working Classes, with some facts illustrative of their economic condition, drawn from authentic and official sources*, London, 1867, p.123.

(17) *Ibid.*, p.122.

(18) British Parliamentary Papers, *Accounts and Papers: Population, Ages Civil conditions, Occupations, &c.*, Vol.LXXXVIII[1691-I], pp.cxxxiv, cxxxix, cxliv, cxlviii. 尚、クリーヴランド製鉄企業の労働力については、A. Birch, *op.cit*, p.255; W. Lillie, *The History of Middlesbrough , an Illustration of the Evolution of English Industry*,

Middlesbrough, 1968, p.100.

(19) *The Times*, Tuesday September 25th, 1866, and Thursday 27th December, 1866.

(20) R. Gott, *Henry Bolckow - Founder of Teesside*, Middlesbrough, 1968, pp.56-57; *Board of Arbitration and Conciliation for the North of England Manufactured Iron Trade. First Members. Origin and Objects. Rules. Established 1866*, Board of Arbitration and Conciliation for North of England Manufactured Iron Trades, Minute Book, Vol.1, Modern Records Centre, University of Warwick, MSS 365/BAC, , p.6.

(21) *Middlesbrough News and Cleveland Advertiser*, 3rd August, 1866.

(22) M. Chase, “‘Dangerous People’ ? The Teesside Irish in the 19th century’, *North East Labour History Bulletin*, Vol. 28, 1994, pp.33-34.

(23) J. Cockcroft, *op.cit.*, p.6.

(24) British Parliamentary Papers, *The Royal Commission on Trades Unions, Fifth Report of the Commissioners appointed to inquire into the Organization and Rules of Trades Unions and Other Associations*, together with Minutes of Evidence, 1867-68, XXXIX, [3980-I], qu.8205-8599, pp.1-15.

(25) *Ibid.*, [qu.8271].

(26) *The Monthly Journal of the Amalgamated Malleable Ironworkers*, 1st November, 1869, p.5.

(27) Cleveland Ironmasters’ Association, Minute Books, Modern Records Centre, University of Warwick, MSS. 365/CIA, Vol.1, 30th July, 1867.

(28) *Ibid.*, 30th July, 1867.

(29) *The Iron, Steel, and Allied Trades in 1877, Annual Report to the Members of the British Iron Trade Association*, 1878, London, pp.18-19; *The Iron, Steel, and Allied Trades in 1878, Annual Report to the Members of the British Iron Trade Association*, 1879, pp.9-10; *The Iron, Steel, and Allied Trades in 1880, Annual Report to the Members of the British Iron Trade Association*, 1881, p.10; E.M. Green, *Royal Exchange: Marketing and Its Management in the Cleveland Pig Iron Trade, 1864-73*, Unpublished Dissertation Submitted for the M.A. Local History (C.N.A.A.) at Teesside Polytechnic, 1989, Middlesbrough, pp. 42-44, 122,127.

(30) Board of Arbitration and Conciliation for North of England Manufactured Iron Trade, Mr. Waterhouse’s Returns, Modern Records Centre, University of Warwick, MSS.365/BAC, Vol.1, pp.1-11

(31) J.R. Hicks, ‘The Early History of Industrial Conciliation in England’, *Economica*, No.28, Mar., 1930, pp.35-36.

(32) 御園生等『日本の独占禁止政策と産業組織』東京、河出書房新社、1987年、93頁。

(33) D.F. Crew, *Town in the Ruhr, A Social History of Bochum, 1860-1914*, Columbia

University Press, New York, 1979, pp.34, 229.

(34) E. Maschke, 'Outline of the History of German Cartels from 1873 to 1914' in *Essays in European Economic History 1789-1914*, ed. by F. Crouzet, W.H. Chaloner and W.H. Stern, Edward Arnold, London, 1969, pp.233-234,239-240

(35) R. Fitzgerald, *British Labour Management and Industrial Welfare 1846-1939*, London, 1988, p.84-87; 山本 通訳『イギリス企業福祉論 — イギリスの労務管理と企業内福利給付 : 1846—1939 — 』東京、2001 年、119-175 頁。

(36) North of England Iron Manufacturers' Association, Minute Books, Modern Records Centre, University of Warwick, MSS. 365/NEI, Vo.1, 31st July 1865.

(37) *Ibid.*, Vo.1, 29th Jan.1868.

(38) Cleveland Ironmasters' Association, Minute Books, Modern Records Centre, University of Warwick, MSS. 365/CIA Vol.1, 18 Dec.1866, pp. 30-31.

(39) *Ibid.*, Vol.1, 14 February, 1871.

(40) *Ibid.*, Vol.1, 7 & 30th July, 1866.

(41) *Ibid.*, Vol.1, 7 & 30th July, 1866.

(42) *Ibid.*, Vol.1, 22nd Jan., 1867.

(43) *Ibid.*, Vol.1, 9th February, 1876.

(44) J.K.Harrison, *John Gjers: Ironmaster, Ayresome Ironworks, Middlesbrough*, Lelielaan: De Archaeologische Pers Nederland, 1982, Figures 1, 2, 3; P. Hudson, 'Industrial organization and structure' in R. Floud and P. Johnson (ed.), *The Cambridge economic history of Britain*, Vol.1, Cambridge, 2004, p.52.

(45) E. Maschke, *op.cit.*, p.234.

(46) R.C. Allen, 'Collective invention', *Journal of Economic Behaviour and Organization*, Vol.4, No.1, 1983, pp.1-24.

(47) *Transactions of the National Association for the Advancement of Social Sciences*, 1871, p.477.

(48) Board of Arbitration and Conciliation for North of England Manufactured Iron Trade, Modern Records Centre, University of Warwick, MSS 365, BAC, Minute Book, Vol.1, *Board of Arbitration and Conciliation for the North of England Manufactured Iron Trade. First Members. Origin and Objects. Rules. Established 1866*, p.5

(49) *Ibid.*, p.5 ; North of England Iron Manufacturers' Association, Minute Books, Modern Records Centre, University of Warwick, MSS. 365/NEI, Vo.1, 5th January, 1871.

(50) North of England Iron Manufacturers' Association, Minute Books, Modern Records Centre, University of Warwick, MSS. 365/NEI, Vo.1, 7th April, 1868; 12th January, 1869.

- (51) *The Monthly Journal of the Amalgamated Malleable Ironworkers*, No.4, New Series, 15th March 1869.
- (52) *The Monthly Journal of the Amalgamated Malleable Ironworkers*, No.4, New Series, 15th March 1869.
- (53) British Parliamentary Papers, *The Royal Commission on Trades Unions, Fifth Report of the Commissioners appointed to inquire into the Organization and Rules of Trades Unions and Other Associations*, together with Minutes of Evidence, 1867-68, XXXIX, [3980-I], qu.8250-11, 335.
- (54) A.J. Odber, 'The Origins of Industrial Peace: The Manufactured Iron Trade of the North of England', *Oxford Economic Papers*, New Series, Vol.3, No.2, 1951, p. 202.
- (55) *Board of Arbitration and Conciliation for the North of England Manufactured Iron Trade, First Members. Origin and Objects. Rules. Established 1869*, pp.9-12; H. Crompton, *Industrial Conciliation*, London, pp.71.
- (56) North of England Iron Manufacturers' Association: Minute Books, Vol.1, Modern Records Centre, University of Warwick, MSS.365/NEI, December, 1870.
- (57) J.R. Hicks, 'The Early History of Industrial Conciliation in England', *Economica*, No.28, Mar., 1930, p.37.
- (58) *The Monthly Journal of the Amalgamated Malleable Ironworkers*, No.7, New Series, 1st May, 1869, p.7.
- (59) Board of Arbitration and Conciliation for the North of England Manufactured Iron Trade, Modern Records Centre, University of Warwick, MSS 36, S.22/1-3.
- (60) J.R. Hicks, *op.cit.*, p.37.
- (61) K. Nicholas, *The social effects of unemployment in Teesside*, Manchester, 1986, p.25.
- (62) J. Stevenson, *British Society 1914-45*, Harmondsworth, 1984, p.273.
- (63) 安元 稔 前掲書 283-328 頁; Minoru Yasumoto, *op.cit.*, pp.157-187.

※本稿は 2013 年度産業経営研究所リサーチ・プロジェクト「近現代グローバル都市経営の比較史的研究」（整理番号 RP2013-02）による成果の一部である。

[補説]近代イギリス製鉄工業労使関係史料解説

ここではイギリスの製鉄工業における労使関係に関する史料を紹介しておきたい。まず、本稿が対象とした 19 世紀後半の北東部イングランド、クリーヴランド地域については、使用者団体の規約、会議議事録、生産・価格統計等を記録した第 1 次史料として、以下のものがある。

Modern Records Centre, University of Warwick, Cleveland Ironmasters' Association, Minute Books, MSS. 365/CIA, Vol.1 & 2, 1866-76, 1876-84

Modern Records Centre, University of Warwick, North of England Iron Manufacturers' Association, Minute Books, MSS. 365/NEI, 1865-80

Modern Records Centre, University of Warwick, Board of Arbitration and Conciliation for the North of England Manufactured Iron Trade, MSS.365/BAC, Minute Books, Vol.1, 1869-70

Modern Records Centre, University of Warwick, Board of Arbitration and Conciliation for North of England Manufactured Iron Trade, Mr. Waterhouse's Returns (Sales of Manufactured Iron), MSS.365/BAC, Vols.1-3, 1869-1919)

Modern Records Centre, University of Warwick, Board of Arbitration and Conciliation for North of England Manufactured Iron Trade, First Members, Origin and Objects, Rules, 1869

労働組合に関する史料としては、「全国攪鍊鉄工・打鉄工・圧延工等労働組合」(National Association of Puddlers, Shinglers, Rollers, Millmen and Others) (1862 年結成)、「全英製鉄工業労働者合同組合」(The Associated Iron Workers of Great Britain) (1863 結成)、「ウェスト・ブロムウィッチ圧延工労働組合」(The West Bromwich Millmen's Association) (1863 結成)の 3 組合を糾合して 1868 年に結成された「全国合同可鍛鑄鉄工業労働組合」(National Amalgamated Association of Malleable and Other Ironworkers)の機関誌として、*The Monthly Journal of the Amalgamated Malleable Ironworkers* (通称、*Ironworkers' Journal*) , 1869-80 がある。組合大会の議事録、景気一般、賃金、雇用、他地域製鉄工業の労使関係、使用者の労働政策、労働関係会議の内容、鉄鋼関係刊行物の紹介、銑鉄・可鍛鑄鉄製品市場の動向、「北部イングランド可鍛鑄鉄製品製造業労使仲裁・調停委員会」の仲裁に関する記事、移民、その他、豊富な情報を含む重要な史料である。その他、製鉄工業関連の労働組合に関する史料としては、以下の全国機械工組合の史料がある。

Modern Records Centre, University of Warwick, Rules of the Amalgamated Society of Engineers, Machinists, Millwrights, Smiths, and Pattern Makers, 1874 (MSS 259)
Modern Records Centre, University of Warwick, Amalgamated Society of Engineers, Monthly and Annual Reports, 1867 (MSS 259/2/1/15)
Modern Records Centre, University of Warwick, Amalgamated Society of Engineers, Monthly Reports (MSS 259/4/14/1-107)
Modern Records Centre, University of Warwick, Amalgamated Society of Engineers, Annual Report of Middlesbrough Branch, 1876 (MSS 259/2/1/1)

北東部イングランド製鉄工業地域における 1865 年のロック・アウト、1866 年のストライキ後に招集された庶民院王立委員会「労働組合・その他協会の組織・規約調査王立委員会」における組合代表に対する聞き取り調査は、製鉄工業労働者の賃金、労働条件、組合財務、加盟者数、ストライキ、ロック・アウトへの対応等をはじめとして、19 世紀後半における労働組合の活動に関する詳しい情報を含む貴重な史料である。

British Parliamentary Papers, *The Royal Commission on Trades Unions, Fifth Report of the Commissioners appointed to inquire into the Organization and Rules of Trades Unions and Other Associations*, together with Minutes of Evidence, 1867-68, XXXIX, [3980-I], qu.8205-8599, pp.1-15.

更に、以下は労働組合・使用者団体・労使調停委員会関連史料収集の中心施設である「ウォリック大学現代史記録センター」(Modern Records Centre, University of Warwick) に所蔵されている上記以外の製鉄工業労働組合・その他団体に関する史料である。作成時期は 1865 年-1980 年である。

Angle Makers Association: minutes, 1905-1922 (MSS.365/AMA).
Bricklayers Joint Committee: Minutes, 1923-1968 (MSS.365/BJC).
British Heavy Steel Association: Minutes 1965-1969 (MSS.365/BHS).
British Iron and Steel Corporation Ltd: Trading Accounts, 1931-1948; All Funds Expenditure papers, 1931-1950; subject and correspondence files, 1941-1967; agenda, correspondence and minutes, 1957-1967; Annual Returns, 1966-1971; Board meeting agenda, minutes and notes, 1968-1972; Annual General Meeting agenda, minutes and notes, 1969-1972. The collection also includes: British Iron and Steel Corporation (Investments) Ltd: Memorandum and Articles of Association, 1929-1967; minutes and Agenda of Shipping Companies, 1954-1963; Annual General Meetings minutes, 1954-1969; Minutes of Board Meetings, 1954-1971; agenda, minutes and notes,

1965-1972; British Iron and Steel Corporation (Salvage) Ltd: Ships Records, 1939; accounts, 1940-1961; audited accounts, 1940-1968; Government Ships, 1949-1963; British Iron and Steel Corporation (Ore) Ltd: Annual Accounts, 1947-1968; Agreements - BISC Ltd and BISC (Ore) Ltd, 1954-1969; reports, correspondence, agenda, minutes, papers, 1960-1967; Constitutions, 1944-1960 (MSS.365/BISC).

British Iron and Steel Federation, 1934-67 (MSS.365/BIS).

British Iron and Steel Research Association: Photocopies of Minutes of Council, 1946-1952; Council meetings, 1960-1966; Finance Committee meetings, 1960-1966; Draft Annual reports, AGM Meetings, Monthly Newsletter, 1960-1965 (MSS.365/BISR).

British Joist Makers' Association: Regulations, 1908; Rules, 1908-1921; minutes, 1912-1945 (MSS.365/BJM).

British Light Steel Association: General Meetings, minutes and agenda, 1932-1962; accounts, 1934-1967; ledgers, 1934-1968; cash books, 1934-1968; Management Committee Minutes, 1935-1952; Journal, 1935-1968; circulars, 1935-1968; Finance Committee minutes, 1936-1950; Executive Committee minutes and papers and Joint Executive and Management Committee minutes, 1936-1956; Levy Equalisation Fund papers, 1943-1967; Technical Committee minutes and agenda, 1944-1967; Joint Steel Spring Committee reports, 1949-1964; Export Committee, 1953-1963; Joint Finance Committee minutes, 1961-1967; Hoop and Strip Committee minutes, 1962-1968; Technical Advisory Panels, 1965-1968; Bars and Sections Committee minutes, 1965-1967; Ferro-Concrete Bar Committee, 1966-1968 (MSS.365/BLS).

British Steel Corporation, 1959-1980 (MSS.365/BSC).

British Steel Producers Conference, 1944-1970 (MSS.365/BSP)

British Steel Work Association: International Steel Development Council, International Propaganda, 1938-1939; Structural Design Sub-Committee papers; 1939-1944; subject files relating to the Second World War, 1942-1943; Post War Technical Sub-Committee reports and papers, 1943-1944 (MSS.365/BSW).

Central Council of Iron and Steel Employers' Associations: Minutes including: Executive Committee minutes, 1935-1967; Council Meetings minutes and correspondence, 1935-1967; ad hoc Committee re Compensatory Payments for Loss of Earnings Formation Committee, 1955-1967. Various Committee papers from the International Department relating to the International Steel Cartel, 1934-1955; papers relating to the Association of Crank Axle and Crank Axle Component Makers, 1956-1961; Association of Iron and Steel Employers, 1966-1967; Nationalisation and Industry Fund papers, 1966-1967(MSS.365/CCI).

Central Scrap Agency: Minutes, 1937-1938 (MSS.365/CSA).

Cold Rolled Steel Strip Association: Management Committee minutes, 1938-1968; General Meetings minutes, 1939-1968; Accounts, 1945-1968; Technical/Research Committee minutes, 1947-1968; minutes agenda and circulars, 1956-1968 (MSS.365/CRS).

Cold Rolled Steel Strip Export Group: Technical Committee agenda, reports, 1959-1968; circulars, minutes and agenda, 1965-1968 (MSS.365/CRSS).

Forge Masters' Association: Constitution papers, 1937-1963; Papers regarding the Forge Masters' Associations, 1954; National Forge Masters' Association, 1954-1965; English and Scottish Forge Masters Association, 1962; Midland Forge Masters' Association, 1962; Federated Forge Masters, 1962; Forge Masters Correspondence, 1964-1965(MSS.365/FMA).

Heavy Steel Associations: minutes 1960-1965 (MSS.365/HSA).

Iron Plate Makers' Association: Print Book including Articles of Association, 1898 (MSS.365/IPM).

Iron and Steel Board, 1955-1968 (MSS.365/ISB).

Iron and Steel Corporation of Great Britain: Annual Accounts, 1951-1952; papers, 1953 (MSS.365/ISC).

Iron and Steel Holding and Realisation Agency: John Baker and Bessemer Ltd, Compensation Claim papers and other papers 1953-1968 (MSS.365/ISH).

Iron and Steel Makers of North-East Coast: Minutes, 1920-1934 (MSS.365/ISM).

Iron and Steel Trades Employers' Association (ISTEA), 1922-1970, (MSS.365/IST).

Light Rolled Steel Products Conference, 1945-1968 (MSS.365/LRS).

Midland Angle Makers Association: Minutes, 1927-1933 (MSS.365/MAM).

Midland Steel Angle Makers' Association: Rules, 1905; Regulations, 1905-1916 (MSS.365/MSA).

Midland and Welsh Steel Makers' Association: Minutes, 1933-1965 (MSS.365/MWS).

National Advisory Council on Industry: Correspondence, 1946-1963; minutes, 1960-1963 (MSS.365/NAC).

National Association of Re-Rollers: General meetings, 1934-1968; Executive Committee papers, 1943-1968; accounts, 1944-1966; circulars, minutes, agenda, correspondence, 1958-1968 (MSS.365/NAR).

National Billet Association: Minutes of Sectional Associations including the Tube Steel Association, the Basic Special Billet Association, and the British Sheet Bar Makers Association, and others, 1929-1968; General Meetings minutes, 1933-1968;

Executive Committee minutes, 1934-1966; Billet Prices and Extras Committee minutes, 1937-1966; Export committees minutes, 1966-1968; various committees minutes, 1967-1968; Management Committee minutes, 1966-1968 (MSS.365/NBA).

National Council of Associated Ironmasters, Minutes, 1918-1945 (MSS.365/NCA).

National Federation of Iron and Steel Manufacturers, 1919-1934, (MSS.365/NFI)

National Joint Craftsmen's Committee: Minutes, 1948-1962 (MSS.365/NJC).

North East Coast Allied Craftsmen: Minutes, 1920-1962 (MSS.365/NECA).

North East Coast Bricklayers and Bricklayers' Labourers Minutes, 1919-1968 (MSS.365/NECB).

North East Coast and Scottish Steel Makers' Association: Signed minutes, 1959-1965 (MSS.365/NECS).

North East Coast Steel Makers' Association: Joint and Committee minutes, 1908-1965; signed minutes, Plate section minutes, 1916-1922; 1931-1935; Managing Committee papers, 1954-1955 (MSS.365/NECSM).

North East District Angle Makers' Association: Minutes, 1905-1922 (MSS.365/NEDA).

North East District Steel Angle Makers' Association, Indices: Angle Section, 1908-1915; Regulations, 1905-1916; commencement, 1905-1907 (MSS.365/NEDS).

Scottish Steel Makers' Association (MSS.365/SSM)

Sheet Trade Board/Galvanising Conciliation Board: Memos, 1941-1942; Memos, 1941-1942; Rules, 1942-1953, annual returns, 1942-1970; Joint Benevolent Fund Minutes, 1943-1970; Annual Meetings of the Sheet Makers Conference, 1953-1968 (MSS.365/STB)

Siemen's Steel Ingot Making Trade of the North of England and West of Scotland: Minute book vol 1, 1893-1901 (MSS.365/SSI).

Steel Association: Agreements between the Steelmakers and Stockholding Merchants, 1897-1901; Joint minutes between North East Coast of England Steelmakers Association, Midland Steel Anglemakers Association, Scottish Steelmakers association, 1906-1918; Articles of Agreement dated 1913, 1897-1916; Reports, 1932; Structural Engineers Agreement, 1934-1951; minutes of agreements between Steelmakers and Structural Engineers, 1936-1969 (MSS.365/SA).

Steel Ingot Makers' Association: (MSS.365/SIM)

Steel Plate Makers' Association: Minutes, 1897-1907 (MSS.365/SPM).

クリーヴランド以外の製鉄工業中心地の一つであったウェールズ南部のダウレス製鉄所 (Dowlais Iron Company) とクリーヴランド製鉄工業企業は、頻繁に連絡を取り合い、賃金・価格・生産量・労働者の要求、市場の動向に関する情報を共有していた。ウェールズ南

部カーディフ市のグラモーガン史料館 (Glamorgan Record Office) が所蔵する以下の史料、特にクリーヴランドのボルコウ・ヴォーン製鉄所との業務用往復書簡から労使関係に関する製鉄企業間の情報交換の具体像を得ることができる。尚、この史料館には、19 世紀後半に結成された 4 大製鉄工業労働組合のうち、1862 年に結成された「全国攪鍊鉄工・打鉄工・圧延工等労働組合」(National Association of Puddlers, Shinglers, Rollers, Millmen and Others) の一般規約および 1863 年に結成された「ウェスト・ブロムウィッチ圧延工労働組合」(The West Bromwich Millmen's Association) の規約集が所蔵されている。

The Dowlais Iron Company Collection, D/D G C5/11/2, D/D G C5/11/19, D/D G C5/11/20

The Dowlais Iron Company Collection, D/D G/A, Letter books (in-coming), Vol.1(A-B), Bolckow, Vaughan & Company Ltd. to W. Menelaus Esq., Dowlais Iron Works, Glamorgan, 16th Feb., 1874

The Dowlais Iron Works Collection, D/D G/A, letter books (incoming), Iron & Steel, Vol.1(A-B), 1870-1876, 373-439, 1879-1882, 1884-1885

The Dowlais Iron Company Collection, D/D G C5/15, 16, On the Employment of Women and Children in the Iron Works of South Wales

General Laws of the National Association of Puddlers, Shinglers, Rollers, Millmen etc., adopted and approved by the Delegates of Staffordshire, Worcestershire, Derbyshire, and part of Yorkshire, at a meeting held at Mr. James Ashton's, Castle Inn, Brierley Hill, on Monday July 5th 1863

Rules of the Wednesbury Branch of the Philanthropic Society of Puddlers etc Agreed at a Meeting held at Mr William Sheldon, Great Western Inn, Wednesbury, on Sept. 26th 1863, D/D G/C5/14

2008 年の 2 月には、ティーズサイド大学 (Teesside University) とティーズサイド文書館 (Teesside Archives) が、クリーヴランド鉄鋼関連史料の集中管理・修復とオンライン目録作成プロジェクトに着手した。北東部イングランドの鉄鋼関連史料の大部分は、既にティーズサイド文書館に収納され、目録作製も進んでいたが、「英国鉄鋼関連史料収集計画 (The British Steel Archive Collection Project)」として、幾つかの記録保管機関に分散所蔵されていた史料をティーズサイド文書館が集中管理することとなった。ティーズサイド文書館以外に、多くの鉄鋼関連史料を保管していた「コーラス・北部地域記録センター (Corus Northern Regional Centre)」が所蔵していた記録は、既にティーズサイド文書館に移管されている。1840 年代から 1970 年までの北東部イングランド製鉄工業に関する史料の収集と修復および目録作成事業が始まり、製鉄工業企業の経営記録、法律関連記録、設計図、写真を含む膨大な史料が今後系統的に収集・分類される筈である。

地域に限らず広くイギリス全体の労使関係に関する著書・論文・未刊行学位論文を網羅した文献目録としては、G.S. Bain and G. Woolven, *A Bibliography of British Industrial Relations*, Cambridge, Cambridge University Press, 1979; G.S. Bain and J.D. Bennett, *A Bibliography of British Industrial Relations, 1971-1979*, 1985, Cambridge, Cambridge University Press がある。また、その後に刊行された文献を調査した目録として、*British Journal of Industrial Relation*, Vol.20, No.3, 1982, pp.378-414 に John Bennett による 'Bibliography 1980' がある。この目録には分野別に 891 件の文献が掲載されている。「労使関係一般」、「労働者の行動」、「労働者組織」、「使用者・その他組織」、「労使関係」、「労働力・労働市場・雇用条件 — 一般・労働力（有効労働力と訓練・雇用・失業・労働移動）」、「賃金と所得分布」、「雇用条件」、「国家と関連機関」の分野毎に主として 1980 年に公刊された史料・文献が網羅されている。その後の時期の文献目録刊行の詳細については不明である。その他、「イギリス鉄鋼業連合」(The Iron and Steel Trades Confederation) の刊行によるイギリス製鉄工業組合に関する総合的な通史としては、Arthur Pugh, *Men of Steel By One of Them, A Chronicle of Eighty-Eight Years of Trade Unionism in the British Iron and Steel Industry*, London, 1951 がある。また、Henry Phelps Brown, *The Origins of Trade Union Power*, Oxford, Clarendon Press, 1985、製鉄工業における労使関係については、企業内福祉の点から、その特質を分析したものとして、R. Fitzgerald, *British Labour Management and Industrial Welfare, 1846-1939*, London, 1988 (山本通訳『イギリス企業福祉論 — イギリスの労務管理と企業内福利給付：1846-1939 — 』東京、2001) が参考になる。

1857 年に設立され、公衆衛生・労使関係・女性教育をはじめとする社会問題に関する情報を幅広く収集した「社会科学振興全国協会」(The National Association for the Advancement of Social Sciences) の 1871 年度の紀要 (*Transactions of the National Association for the Advancement of Social Sciences*) には、労使関係裁定・調停裁判所設置をめぐる諸問題について、'Courts of Conciliation, How far is it desirable and practicable to establish Courts of Conciliation and Arbitration between Employers and Employed' と題する John Jones と William Owen による議論およびそれに関する Rupert Kettle, David Dale, Edgar Gilkes, Jeremiah Head, G.W. Hodge, J.H. Raper, A.H. Hill, Rev. S.A. Steinthal, I. Lothian Bell による詳しい討論の内容が掲載されている (pp. 465-485)。また、1866 年の紀要には、John Wilson による 'Authoritative Arbitration. What are the best means of establishing a system of Authoritative Arbitration between Employers and Employed in cases of Strike and Locks-outs' と題する論文 (pp.476-480) がある。また、「北部イングランド可鍛鑄鉄製品製造業労使仲裁・調停委員会」が設立された翌年の紀要 (1869 年) には、'Arbitration and Conciliation. In what manner can Arbitration and Conciliation be best applied in the Settlement of Disputes between Employers and Employed ?' という表題の下に、A.J. Mundella (pp.524-532) と William

Gilliver (pp.532-537) による報告と討論 (pp.575-592) が掲載されている。